

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第216回 行政処罰における市場監督部門の裁量

中国国家市場監督管理総局（SAMR）は2022年10月8日、「市場監督管理行政処罰の裁量権の規制に関する指導意見」（「意見」）を公布しました。SAMRやその地方支局（合わせてAMRという）は、市場で行われるさまざまな事業活動に対して、かなり幅広い法執行権限を持っており、AMRの行政処罰の運用方法は、事業者に直接的な影響を与えます。今回は、この「意見」の要点と注意点について事例を交えて解説します。

◇AMRの行政執行に大きな裁量権が見られた事例

中国に進出している日系企業A社は、自社サイトの主力商品の宣伝内容に「ユーザーにとって最適な選択」という表現を使用していた。すると、A社の所在地を管轄するAMRから「A社のプロモーション内容は中国の広告法第9条に抵触しており、行政罰を科す準備ができています。抗弁をするなら指定された期限内に提出するように」と通告があった。

弁護士は、今回の宣伝では広告法の第9条で禁じている「最高」や「最も～」といった用語を使用しているため、AMRが指摘した問題点は確かに違法であり、抗弁を行うことは難しいと判断した。また広告法では、こうした違法行為に対する「是正命令」処分の適用を規定しておらず、「20万～100万円の罰金」と「営業許可証の取り消し」の2種類の処罰方法が規定されている。「営業許可証の取り消し」は、重大な違反に対する厳罰であり、本件で適用される可能性は低いいため、本件では20万～100万円の罰金を受け入れるのが相当だろうとの弁護士の助言を基に、A社は罰金額を最小限に抑える対応方針をとった。

罰金額について、AMRは当初、40万元を提示してきたが、A社は弁護士の協力を得て違法なコンテンツを直ちに削除し、同社の宣伝内容を徹底的に調査して今後の違法行為の防止体制を確立するなど、適切な対応を行った。こうした材料を基に再度AMRと罰金額について交渉した結果、A社の態度が良好であることや、違法行為がまだ社会に深刻な影響を与えていないことから、AMRは最終的に最下限である20万元を今回の罰金額とすることに同意した。

◇「意見」の要点と注意点

(1)「意見」は依然として原則的な内容であり、裁量権の執行に関するより具体的な基準は、地域のAMRによって策定される予定です。したがって、今後は同じ違法行為であっても、所在地によって異なる戦略で対応することが求められます。

(2)「意見」では、処分を行わない場合についても規定されており、注目に値します。〔(1)から(3)は処分されるべきではない場合、(4)は処分しなくてもよい場合について規定〕

- (1) 違反が軽微であり、速やかに修正され、有害な結果を引き起こさなかった場合
- (2) 当事者が過失がないことを十分な証拠で証明した場合
- (3) 時効を迎えている場合。身体や財産に有害な結果をもたらす違法行為の場合は5年、その他の違法行為の場合は2年を過ぎると時効とする
- (4) 初めて法律に違反し、有害な結果が軽微であり、速やかに修正された場合

(3) 処分の(酌量)減軽をする場合の規定も押さえておくべき内容です。〔(1)～(4)は(酌量)減軽すべき場合、(5)～(7)は(酌量)減軽が可能な場合について規定〕

- (1) 違法行為による有害な結果を積極的に排除または軽減した場合
- (2) 他人から違法行為を強要されたり、誘導されたりした場合
- (3) 市場監督部門が把握していない違法行為を自主的に自白した場合
- (4) 市場監督部門に協力して違法行為の調査上功績があった場合
- (5) 調査で市場監督部門に積極的に協力し、証拠資料を提供した場合
- (6) 違法行為が軽微で、社会的被害が少ない場合
- (7) 共同違法行為を構成しているとき、二次的または補助的な役割にとどまっている場合

(4) 厳しい処分を行う場合についても規定されているため、こちらも注意が必要です。〔(1)はより厳しい処分をするべき場合について、それ以外はより厳しい処分をしてもよい場合を規定〕

- (1) 緊急時の対応措置違反を構成する場合
- (2) 違法行為により人身傷害、死亡または重大な物的損害など他人に重大な損害を与えた場合
- (3) 違法行為を扇動、強要、誘導する行為を行った場合
- (4) 同種の違法行為により刑事処分を受けたか、1年以内に同種の違法行為により行政処分を受けていた場合
- (5) 行政法執行官の法に基づく職務遂行を妨害し、またはこれに協力することを拒否し、または行政法執行官に対して報復した場合
- (6) 市場監督機関が法律に基づき封印または押収した財産、または事前に登録・保存された証拠を隠蔽(いんぺい)、移転、破壊、使用または処分した場合
- (7) 証拠の偽造、隠蔽、および破棄を行った場合

◇日系企業へのアドバイス

AMRから行政処分を受ける可能性がある場合は、上記の無処分、酌量、減軽のルールを十分に活用してリスク軽減を図ると同時に、厳しい処分を回避する必要があります。一連の対応では、専門的な知識と実務上の経験を必要とするため、弁護士をチームに加えてAMRと交渉することをお勧めします。

《青島・山東省》

山東省鋳工業で人材不足＝縫製作業員などで深刻

中国山東省の人力資源社会保障庁はこのほど、省内の一定規模以上の鋳工業企業について、今年第3四半期(7～9月)に人材不足が目立った職種のリストを発表した。人材不足が最も深刻だったのは縫製作業員だった。中国新聞網が21日伝えた。

人材不足リストの2位以下は包装作業員、営業、溶接工、化学工場の単位操作作業員だった。

リストには人材不足が深刻な順に50の職種を挙げた。合計で人材不足の人数は2万2500人。このうち技師・高級技術者の需要は500人で、建築金物の製造、計器類の修理、旋盤工の分野で不足が多かった。(時事)

南山集団のアルミ精錬所が完全稼働＝山東省

24日付中国紙、上海証券報(34面)によると、中国アルミ大手、南山集団の上場子会社、山東南山アルミニウム業(山東省)は23日、インドネシアのリアウ諸島州ビンタン島に建設した新精錬所が稼働したと明らかにした。稼働したのは第2期プロジェクトで、アルミナの年産規模は100万トン。